「健康づくり応援ポイント事業」への地域団体・企業等の参加について

【目的】

「健康づくり応援ポイント事業」を推進するため、市と地域団体・企業等（以下「団体等」という）が、相互に連携し市民等が身近な場所で楽しみながら継続した健康づくりに取り組むための環境整備を目的とする。

【対象】

市が行う「健康づくり応援ポイント事業」に参加できる団体等とする。

【申込み】

「健康づくり応援ポイント事業」に参加できる団体等は、市に参加申込書（様式１）を提出する。

【登録決定】

市は、参加申込書（様式1）の提出があった場合は、登録通知書（様式２）を発行する。

【活動内容】

　団体等は、次の各号のうち、いずれかの取り組みを行う。

1. 「健康づくり応援ポイント事業」の普及啓発に関すること（ポイント台紙配布・ポイント付与を含む）
2. 特定健診・がん検診の受診率向上に関すること
3. 生活習慣病の予防に関すること（食生活・運動・歯科等の生活習慣改善）
4. 禁煙に関すること
5. 適正飲酒に関すること
6. こころの健康づくりに関すること
7. 応援ポイント事業応募申請者への物品等提供による賛同ができること

２　団体等は、健康づくり応援ポイント事業について（報告）（様式３）を翌年の３月末日までに市へ提出する。

【個別の協議】

　市及び団体等は、様々な機会を活用し協議ならびに前条に掲げる活動内容について円滑な推進に努めるものとする。

【市の支援】

　市は団体等の求めに応じ、健康づくりに関する情報提供等を行う他、団体等の活動内容を市ホームページ等に掲載する。

【登録の解除】

　市及び団体等は、当事者間の協議により登録を解除することができる。

【疑義等の決定】

　定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、市及び団体等で協議し定めるものとする。